

埼玉県立深谷第一高等学校

いじめの防止基本方針

はじめに

県立深谷第一高等学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止のためには人権を尊重し、よりよい人間関係や社会を構築することができる人間の育成をはかることが求められる。

本校は、全職員が、いじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識の下、生徒指導部・人権・在り方生き方教育委員会・教育相談委員会等で以下の取組を計画的に実施する。

- (1) 人権・在り方生き方教育委員会は、人権教育の各学年テーマ・目的・展開を設定する。
- (2) 人権・在り方生き方教育委員会は、1年生対象の人権教育アンケートを実施する。
- (3) 人権・在り方生き方教育委員会による生徒対象の人権教育講演会等を年1回実施する。

第2 いじめ早期発見への取組

本校では、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍のできる学校づくりを目指し、以下の取組を実践していく。

- 生徒指導部は、「生徒対象いじめアンケート調査」を年1回実施する。

第3 いじめの早期解決への取組

本校では、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍のできる学校づくりを目指し、教職員が以下の取組を実践していく。

- (1) 人権・在り方生き方教育委員会による教職員対象の人権教育講演会等を年1回実施する。
- (2) 必要に応じて教職員で問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し共通指導ができるように情報共有を図る。

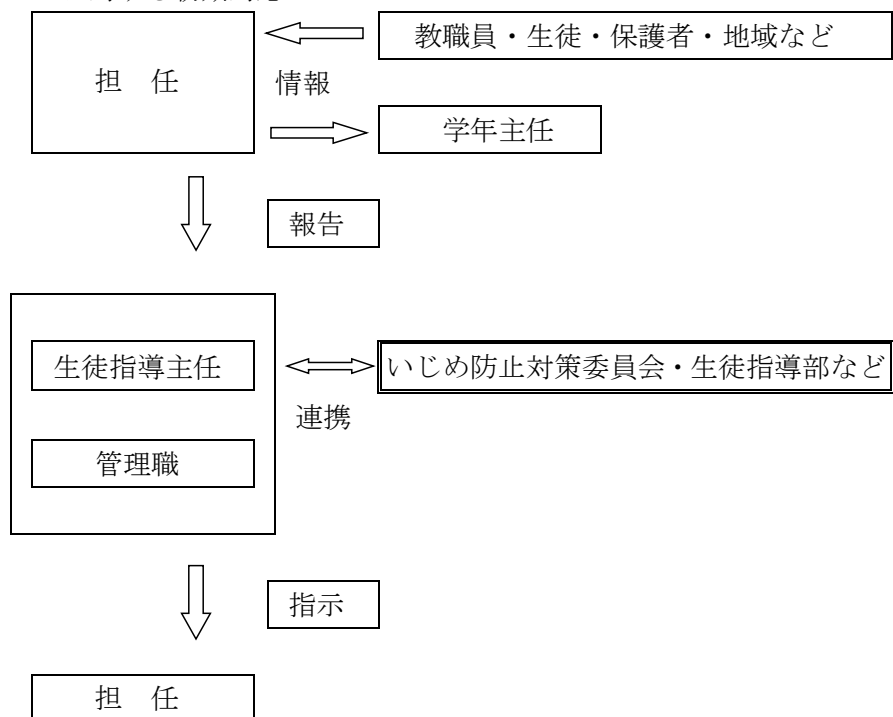
- (3) 教育相談委員会は必要に応じて教育相談の対応を行う。
- (4) スクールカウンセラーの活用などにより、生徒・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

本校では、いじめの防止等のための以下の組織を設置する。これを中核に、校長のリーダーシップの下、教職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携できるようにする。

- (1) 組織の名称は、「いじめ防止対策委員会」とする。
- (2) 構成は、教頭1、生徒指導部主任及び生徒指導部1、人権・在り方生き方教育委員会1、養護教諭1とし合計5名とする。

いじめに対する初期対応



第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

【重大事態の意味】

例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

本校では、この重大事態を全職員が理解し、重大事態が生じた時、調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。さらに、埼玉県教育委員会に報告する。

調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点からいじめ防止対策委員会・生徒指導部などを母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、必要に応じて、県教育委員会と連携し、県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) 生徒指導部は、ネット問題等について年1回生徒対象の講演会等を実施する。
- (2) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、機会をとらえて保護者対象ネット意識啓発講演会等を実施する。

第7 年間行事予定

月	1 学 年	2 学 年	3 学 年
4 月	いじめ防止対策委員会：「学校基本方針」策定		
4 月	人権・在り方生き方教育委員会による人権教育アンケート調査		
4 月～	人権・在り方生き方教育委員会による各学年に応じたテーマ・目的の設定と展開		
1 0 月	人権・在り方生き方教育委員会による生徒対象の人権教育講演会等		
6 月	人権・在り方生き方教育委員会による教職員対象の人権教育講演会等		
1 0 月	生徒指導部による生徒対象のネット問題等についての講演会等		
検討中	生徒指導部による保護者対象のネット問題等についての講演会等		
1 月	生徒指導部による「生徒対象いじめアンケート調査」の実施		
	必要に応じた教育相談委員会での教育相談対応		
	必要に応じたスクールカウンセラーなどによる教育相談		